

令和元年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和元年5月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和元年5月24日(金)午後1時30分から午後2時2分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長:	1番:	花野 隆雄	会長代理:	2番:	水澤 正明
委員:	3番:	忠 貞夫	委員:	4番:	榎本 太
委員:	5番:	森田 謙	委員:	6番:	田村 信秀
委員:	7番:	南波 雅子	委員:	8番:	緒形 文一
委員:	9番:	馬場 勝	委員:	10番:	西奈美 公平
委員:	11番:	川上 勝之	委員:	12番:	松村 智
委員:	13番:	今井 輝子	委員:	14番:	阿部 実

農地利用最適化推進委員(7人)

委員:			委員:	中 条:	佐藤 隆
委員:	乙 :	小泉 正	委員:	乙 :	安城 守英
委員:	築 地:	白塚 幸二	委員:	築 地:	小熊 威
委員:	黒 川:	今井 明	委員:	黒 川:	小野 金一

4 欠席委員(1人)

推進委員:中 条: 志村 政美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第6号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第7号議案 平成31年度事業計画(案)並びに目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主任:佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和元年5月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番南波雅子委員、8番緒形文一委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、4月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月16日、下越地区農業委員会連絡協議会第3回理事会がJ Aビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>同日、新潟県農業会議第38回常設審議委員会がJ Aビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>5月17日、5月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>なお、本案件は私に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については、水澤会長職務代理にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>では、議長を交代します。</p> <p>それでは、第1号議案について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案につきましては、譲受人からの要望による売買が1件、譲受人からの要望による賃借が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、新たに農業経営の意欲がある譲受人に、譲渡人の所有する十二天地区内の畑について、譲受人の要望により売り渡すもので、売買価格は、総額〇〇円、10a当たり約〇〇円です。</p> <p>2番の案件は、同じく譲受人に中村浜の畑に賃借権を設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10,000円です。</p> <p>第1号議案については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第1号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る5月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案につきましては、譲受人からの要望による売買が1件、譲受人からの要望による賃借が1件の計2件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
4番	確認なんですけども、耕作面積の欄が空欄ですが、農家の方ですか。それとも初めて農家をやる方でしょうか。
事務局	初めて営農される方で、営農計画書についても提出されております。
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで花野会長に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたし</p>

<p>事務局</p>	<p>ます。 事務局説明願います。</p> <p>第2号議案をご説明いたします。 第2号議案は、資材置場のための転用が1件、車庫建築のための転用が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、第2種農地である高畑地内の休耕畑において、資材置場として転用するものであります。平成元年より資材置場として利用しており、この度登記上の地目が畑であることが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>2番の案件は、隣接地を農機具庫及び自家用の車庫として利用していた申請人が、新たに自家用の車庫を建築する目的で、農業振興地域を除外した休耕畑を転用するもので、建築面積は29.81㎡であります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第2号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案は、資材置場のための転用が1件、車庫建築のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、1番の案件については再発防止に努めるといふ始末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第3号議案は、山砂採取に伴う一時転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、平成29年6月に5条の許可をし、その後平成30年6月に区域を追加して許可となった築地地内の山砂採取において、山砂の需要減少等に伴い許可された期間内での復旧が困難となったため、採取期間を令和2年6月13日までとするため、事業計画を変更するものであります。</p> <p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、山砂採取に伴う一時転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが支障もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案については、承認することに決定いたしました。</p>

事務局	<p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 第4号議案は、利用権設定について審議いたします。 事務局説明願います。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から6番について、ご説明いたします。 議案書4ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から6番は、労力不足により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが3件、使用賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが1件、再設定するものが1件であります。</p> <p>1番から3番は、労力不足により中間管理事業に11年間から16年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、5,000円から20,000円であります。</p> <p>4番は、労力不足により10年間の使用賃借権を新規に設定するものです。</p> <p>5番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリ60kgであります。</p> <p>6番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、15,500円であります。</p> <p>第4号議案は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが3件、使用賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが1件、再設定するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件についてご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。第5号議案は、計3件であります。</p> <p>1番の案件は、高橋地内において、転用予定者の事業拡大に伴い既存施設が手狭となったため、隣接する申請地に新たに資材置場と車置場を整備するために農用地から除外するものであります。</p> <p>申請地は、水路・河川・転用予定者及び土地所有者の土地に囲まれた農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと思われます。</p> <p>2番の案件は、八幡地内において、転用予定者の既存の事務所老朽化及び土地所有者への土地返却に伴い、新たに事務所と倉庫、駐車場を建設するため農用地から除外するものであります。</p> <p>申請地は、既存の事務所に近く面積も同規模であり、土地所有者から賃借の同意が得られた場所で、田及び畑となっているが耕作しておらず、周辺には雑種地や墓地が点在しているため、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと思われます。</p> <p>3番の案件は、加賀新地内において、近隣の介護福祉施設の駐車場不足により、新たに駐車場を整備するために農用地から除外するものであります。</p> <p>申請地は、畑となっているが耕作しておらず、市道・水路・河川に囲まれた農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと思われます。</p> <p>いずれの案件も農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われます。</p> <p>6ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の事前審査結果について、5番森田謙事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第5号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、農業振興地域内の農用地を、今後転用することを前提に、農用地以外に変更するものであります。</p> <p>いずれの案件も近隣の土地所有者等からの同意が得られており、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと考えられることから、事前審査会では特に問題はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしました。</p> <p>本総会でのご審議をお願いします。</p>

議長	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第5号議案については、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案については、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>第6号議案は、農地等の利用の最適化等を推進するにあたり、平成30年度に目標とした数値等に対して、どのような結果になったのかを点検・評価し公表するものであります。</p> <p>左側Ⅰにおいては、農業委員会の状況であり、1番の農業の概要では、耕地面積・遊休農地面積及び農家数や農業者数が記載されております。各数値については、農林業センサスをはじめとした各種統計に基づいたものであります。</p> <p>2番の農業委員会の体制であります。こちらは平成31年3月31日現在となり、新制度に基づく委員数となっております。</p> <p>右側のⅡの担い手への農地の利用集積・集約化については、平成30年9月に胎内市で作成された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のなかで、平成35年度までに耕地面積の90%を集積面積の目標とすると定めております。</p> <p>1の現状及び課題には、平成31年3月現在で集積率75.0%であり、一層の集積を図る必要があります。</p> <p>2の平成30年度の目標及び実績については、単年度で達成状況97.3%となりましたので、概ね達成できたものと思っておりますが、評価にもありますとおり、更なる取り組みが必要であると考えております。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>左側は、Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、平成30年度においては、参入目標1経営体を達成できなかったため、市報やホームページでの周知の</p>

	<p>みならず、他の活動も検討する必要があると考えております。</p> <p>右側のⅣ遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、皆さまに農地パトロール等をしていただいた結果、0.7ha 解消され、達成状況が 35%となりました。毎年 2.0ha 解消目標としておりますので、今後も解消に向けた取り組みをよろしくお願ひします。</p> <p>議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>左側は、Ⅴ違反転用への適切な対応であります、平成 31 年 3 月現在において、違反転用はありませんでした。</p> <p>右側は、Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります、1 番の農地法第 3 条、2 番の農地転用、いずれの事務につきましても是正が必要な項目は、特になかったと考えております。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>左側の 3 番、農地所有適格法人の状況については、報告等も適切に行われておりますし、4 番の情報の提供等につきましても、特に問題は無かったと考えております。</p> <p>右側の、Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、特に意見等がありませんでした。</p> <p>最後になりますが、Ⅷ事務の実施状況の公表等については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価をホームページにおいて、公表していること、また、胎内市宛に提出した意見の概要を記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 6 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 6 号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手願ひします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 6 号議案は、承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。</p> <p>次に、第 7 号議案「平成 31 年度事業計画(案)並びに目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。</p> <p>事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>第 7 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>第 7 号議案は、平成 31 年度における農業委員会の事業計画と活動計画を定めるも</p>

のであります。

はじめに、事業計画につきましては、これまでの事業を概ね承継するものでありますが、新体制移行に伴い農地等の利用の最適化の推進という役割がますます重要となったこと、また農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって活動を展開することなどを掲げさせていただきました。

また、皆様の活動状況・活動結果に伴い、昨年度から農地利用最適化交付金が報酬の上乗せ分として、支給されておりますので、2の事業計画(7)その他で活動記録カードについて記載しております。

議案書12ページをお願いします。

続きまして、目標と活動計画であります。

左側のⅠ農業委員会の状況につきましては、第6号議案と同様の項目であります。

右側のⅡ担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、最終目標である平成35年度における集積率90%を目指すにあたり、これまでの集積面積に、今後5年間で達成を目指す面積のうちの1年分を加算した集積目標になっております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年同様1経営体といたしました。

議案書13ページをお願いします。

Ⅳ遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の解消面積の目標を昨年度と同じ2haとしましたので、農地パトロールをはじめ遊休農地の所有者に対する指導などをお願いいたします。

最後になりますが、Ⅴ違反転用への適切な対応につきましては、これまでと同様に発生防止のための周知活動を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第7号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第7号議案については、承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第7号議案は、承認することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和元年5月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和元年 5月24日

議 長

7 番

8 番
